

(質問第九十四号) 昭和二十二年十月十六日配付

鉄道並びにバス新設等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月十四日

參議院議長 松平恒雄殿

小川友三

鉄道並びにバス新設等に関する質問主意書

一、産業の開発及び発展に、鐵道並びにバス、（乗合自動車）を新設す箇處が沢山ある。全國的に見て、相當あると信ずるが、政府は適時、適當の地域にこれ等を省営により新設すべきであるが、官営、私営の二元的の政策を探るか官営一本の政策を探るか責任ある御処見を問う。

二、昨今の列車等は定員の幾倍という過剰乗車であるために、一旦、事故発生の場合その慘害は恐るべきものがある。政府は、現在の定員に何倍が安全なる交通なるや。科学的調査を改めてなすべきである。安全なる定員以外は危険防止上乗車を禁止すべきであると信ずるが、定員以外を乗車せしめ切符を発賣するは、一種の闇賣行爲である。政府が進んで闇賣を中止すべきであり、危険防止に範を示すべきであるが責任ある御答弁を得たい。

三、大水害により東武鉄道株式会社の損失は相当甚大である。同社日光線の復旧見込は目下不明である。本素運営のよろしきを得て同社は納稅し、又國家的に功績大なるものがある。國鉄は、赤字続くなるに

多くの私鉄は、政府の後援少なく、巨額の納税する法人である。労務者の一大協力は勿論、資本家の運営は良好であるが、大水害の被害は一億以上と称せらるる東武会社のために、政府は資材及何等かの援助をする考えはないか、他の私鉄の被害に対しても同様に政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。